

要請書について（回答）

- 提出者：鳥取県社会保障推進協議会・国民大運動鳥取県東部実行委員会
- 受付日：平成30年11月2日
- 回答日：平成30年12月14日

1.医療にかかわる要望

(1) 国民健康保険制度について

- ①国民健康保険料(税)を引き下げ、減免制度を拡充してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

国民健康保険料につきましては、保険給付費等（平成30年度からは国民健康保険事業費納付金）の伸びを勘案し決定します。国保制度では被保険者の高齢化や低所得化が進む一方で、医療の高度化等により一人あたりの医療費は年々増加しているため、現時点での国民健康保険料の引き下げは困難と思われます。

市独自で減免制度を拡充することは考えていません。

- ②18歳未満については、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

18歳未満を均等割の対象外とすることは、現在の国保制度では困難です。一般会計からの繰入による減免を市単独で行うことは、現在の財政状況などから難しいと考えます。

- ③資格証明書は発行しないで下さい。保険料(税)滞納の給付制限(国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など)を行わないでください。少なくとも保険料(税)の分納を続けている世帯には正規の保険証を交付してください。

- ④保険料(税)滞納者の生活実態の把握に努め、機械的な短期証発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期証を発行する場合は、最低6ヶ月にしてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

本市では、保険料滞納者への督促、催告、電話相談等、滞納者の実態を把握し、保険料の分割納付等の相談を行いながら、できる限り短期証や資格証明書の交付に至らないように努めています。

しかしながら、納付相談等にお越しいただけない等の場合には、保険料負担の公平性の観点から資格証明書を交付しています。

保険料滞納者との接触に努め、分割納付等相談に応じて頂くことで短期保険証を交付します。短期保険証の期間は原則として1月としますが、分割納付の履行を確認させていただくことなどで継続的に保険証を交付しています。

また、国保ドック、限度額認定証の交付につきましては、滞納がない世帯を対象に行います。一部負担金の減免は滞納の有無に関係なく行います。

- ⑤入院時の食事療養費について、自治体助成を実施してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

入院期間中の食事の費用は、保険者から支給される入院時食事療養費と入院患者が支払う標準負担額で賄われます。入院時食事療養費の額は、厚生労働大臣が定める基準にしたがって算出した額から平均的な家計における食事を勘案して厚生労働大臣が定める標準負担額を控除した額となっていま

す。住民税非課税世帯の人など一定の要件に該当すれば、申請に基づき標準負担額は減額されます。標準負担額について、自治体助成の実施は考えていません。

- ⑥一部負担金の減免制度は、活用できる基準(例「生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に実施する」など)にしてください。制度の周知についても、行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど、強化してください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

国民健康保険法第44条第1項の規定に基づき、本市では倉吉市国民健康保険条例施行規則第6条において、一部負担金の減免を受けることができる被保険者を定めています。具体的な運用は、倉吉市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱に定めていますが、例として示された基準は、現在のところ考えていません。また、制度の周知方法については、今後検討していきたいと考えています。

(国に対する意見書、要望書について)

- ①社会保障制度の国民負担増や給付削減の停止を。また社会保障の拡充には、消費税増税ではない方法で予算を確保するよう、求めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

医療給付費は、医療の高度化等により増加の一途をたどっており、国として何らかの財源で賄うことが必要です。

国民健康保険制度は国民皆保険の根幹を成すものであり、社会保障制度としてその安定性を維持することは喫緊の課題であると考えます。国の状況を注視していきたいと考えています。

- ②国保財政に国の財政支援を増額し、保険料大幅引き下げが実現できるよう求めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

現在の国保制度は、高齢者や廃業・解雇等による無職の方の加入割合が多くなり、被保険者の所得は減少の傾向にあります。一方、医療給付費は、医療の高度化等により増加の一途をたどり、どの被保険者も事業の運営は大変厳しい状況です。

国保制度改革に伴い、国から3,400億円の公費が投入され、本来市町村が保険料で負担すべき総額は大幅に減額となっていますが、今後、国保都道府県単位化が本格的になってきますので、状況を見ていきたいと考えます。

- ③子どもの医療費を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)に。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめるよう求めてください。

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

特別医療費助成制度(小児区分)として、平成28年4月には対象者をそれまでの「15歳に達した年度末までの人」から「18歳に達した年度末までの人」に拡大し、医療費の一部助成を行っています。

なお、本制度は県との共同事業として実施しますので、一部負担金の無料化は現在のところ考えていません。

また、国民健康保険の国庫負担金の削減について、平成30年4月から未就学児までを対象とする医療費助成に関する国庫負担金の削減は行われなくなりましたが、いわゆる地単ペナルティについては廃止を地方全体で引き続き国へ求めていきます。

(2) 無料低額診療事業について

①保険薬局で同事業が行えないため、病院・診療所の窓口負担を低減できても薬代は低減できず、薬物療法が受けづらい実態があります。自治体独自で無料低額診療利用者の薬代を助成する制度を創設してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

本市においては、無料低額診療事業を実施する医療機関が無いこともあり、市民の無料低額診療の利用実態の把握ができていません。困窮により医療を受ける機会が制限されないようこの事業の意義は大きいものと考えます。まずは、市民の事業の利用実態の把握について検討をしてみたいと考えます。

②国に対して、薬局でも利用できる無料低額診療制度への変更を働きかけてください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

①と同様、市民の利用実態の把握ができていない現状においては市独自の働きかけは困難ですが、県内他自治体での状況等も踏まえながら検討していきたいと考えます。

③子どものいる世帯への周知を促進するために、就学援助制度の利用世帯に事業の案内を届けるなど、他の自治体が行っているような協力を検討してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

市内に事業を行う医療機関が無い現状では、市独自の事業案内は適当ではないと考えますが、市ホームページからのリンク等については、掲載内容を踏まえ検討したいと考えます。

2.安心できる介護保険について

①介護保険料の引き下げを、一般会計からの繰入や基金の取り崩しで実現してください。厚労省基準の保険料段階を多段階に設定し、低所得者段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険の財源内訳は、公費（国・県・市）と保険料で1/2ずつ負担しています。高齢化の進行に伴い介護給付費も増高していくことは必至のところですが、ご指摘の基金等の投入も限りある財源であるため一時しのぎの対応とならざるを得ません。今後もこれまでと同様に1/2を保険料で負担していくと1号被保険者の保険料が高額になり生活に支障をきたす可能性があるため、国県に対し公費負担の割合などの引き上げの要望も検討していきたいと考えております。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

低所得者の保険料の減免は、条例及び施行規則に基づき収入や資産を確認したうえで実施しています。なお、保険料額決定通知書発送時には減免についてのチラシも同封し周知を図っております。

また、利用料についても、社会福祉法人による利用者負担軽減制度を活用していただくなどしていますが、実施事業所やサービス対象の拡充については、県を通じて働きかけていくことを検討しているところです。

③保険料滞納により給付制限を受け、利用料金が支払えず、必要なサービスが制限されるケースがあります。介護保険料滞納者の総数とその理由、回収状況について、また、ペナルティーが生じている数とその内訳を教えてください。滞納者に対する給付制限の緩和をしてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

滞納者総数は249人(H29年度末)、滞納の主な理由としては、経済的理由による支払い困難事例、

介護保険に対する理解不足による納付意識の欠如等があげられます。

また、回収状況については、適宜、督促状および文書や電話による催告を実施し納付を勧奨していますが、滞納分の収納率は27.83%(H29年度末)となっております。

なお、ペナルティーとして給付制限している件数は4件となります。

給付制限の緩和については、介護保険法に規定されているため、緩和することは不可能ですが、生活困難ケースの場合は、他部署(福祉担当)とも連携を図りながら対応をしていくこととしています。

- ④特養待機者の要介護2以下の特例条件についてどのように周知されていますか?また、要介護2以下の方で、行き場が無く困っているという事例はありますか?

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

要介護3以上の方でも長らく入所待ちが続いている状態となっており、需要過多なのは承知しております。引き続き、自分らしく住み慣れたところで生活が可能となるよう支援していくことに努めてまいります。

また、介護度に関わらず、困難事例が認められた場合は、ケア会議等を開催、対応していくこととしています。

- ⑤総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続して利用ができるようにしてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

継続利用可能となるよう配慮してまいります。

- ⑥生活援助利用回数の制限について、「制度が変更されるから」という理由を付け、利用者に回数減を強いている事例があります。ケアマネジャーの自主規制が懸念されますが、利用者の生活を第一に考え、安易に回数減を選択しないよう、ケアマネへの指導をお願いします。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

利用者の希望するままに生活援助等の利用回数を設定することが無いよう、自立支援を前提とした適正な支援計画となるよう、ケアプラン点検に係るガイドラインを作成し、プランの点検を行うなかで、ケアマネを指導していくことにしています。

- ⑦保険者機能強化推進交付金制度がスタートしましたが、財政的インセンティブにより介護認定やケアマネに対する圧力、必要な介護が受けられない事態が生じないよう、特段の注意をお願いします。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

高齢化が進む中、持続可能な介護保険制度を維持していくためには、これまで以上に地域ぐるみで自立支援や重度化防止、認知症対策に取り組む必要があります。ケアマネにもこの取り組みの中で活動していけるような体制を確立していけるよう努めてまいります。

- ⑧すべての要介護者に「障がい者控除対象認定書」またはその申請書を個別送付してください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

該当事項にあたる要介護者の抽出、申請書の個別送付については、事務量ならびに人員等を勘案して困難なものと考えております。現状では、認定書が必要とされる方からの申請をもとに書類審査し認定書の発行を続けていくこととしております。

(国に対する意見書、要望書について)

- ①介護保険への国庫負担を増やし、負担の軽減と給付の改善をすること。さらなる軽度者外しはやめる

ことを求めてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護保険の財源内訳は、公費（国・県・市）と保険料で1/2ずつ負担しています。高齢化の進行に伴い介護給付費も増高していくことは必至のところですが、ご指摘の基金等の投入も限りある財源であるため一時しのぎの対応とならざるを得ません。今後もこれまでと同様に1/2を保険料で負担していくと1号被保険者の保険料が高額になり生活に支障をきたす可能性があるため、国県に対し公費負担の割合などの引き上げの要望も検討していきたいと考えております。

- ②「介護・福祉労働者の安定雇用のために、介護職員処遇改善加算」という手段ではなく、介護報酬を引き上げること、当面、処遇改善加算の対象職種をケアマネ等多職種へ拡大することを求めてください。

【回答：長寿社会課 Tel 22-7851】

介護報酬の引き上げについては、処遇改善加算の対象職種が拡大されるとの動きもあるようですので、見守っていききたいと考えております。

3.税の徴収、滞納問題への対応等について

【回答：税務課 Tel 22-8114】

従来より納付相談についてはホームページに掲載、催告書等に記載し、相談の内容・実情から換価猶予・徴収猶予・分納誓約による納付・減免を執行しています。また、調査結果から滞納処分の執行停止も対応も実施しております。

今後も納付相談については随時受付し、実情に応じた徴収対応を実施していくこととしています。

4.生活保護について

- ①生活保護の相談・申請には、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、必要な生活保護を支給してください。「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」は行わないでください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

生活保護制度については、市ホームページ上でご案内するほか、福祉事務所窓口で「生活保護のしおり」と保護申請書を配置し、どなたでもお持ち帰りいただける状態にしています。

申請相談対応においては、相談者の状況をよく聴き取るとともに、保護のしおりを用いて、保護の要件受給中の権利義務等について説明をしますが、これらについても、わかりやすくお伝えするよう努めています。

また、保護の要件を満たさないと考えられる方についても、申請意思を表示された場合は申請書を交付することとしています。

- ②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、急変時の家族への連絡などの調整を迅速にできる体制を整えてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

本市においては、きめ細やかな対応のため国の基準以上にケースワーカーを配置しています。

なお、社会福祉士等の専門職の配置はありませんが、各種研修への参加等により、個々のケースワーカーの資質向上を図っています。

③冬季加算引き下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当などを新設してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

夏期については、毎年8月に見舞金（法外扶助）を支給しています。

④生活保護利用者だけでなく、エアコンのない低所得者への独自支援策も検討してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

財政面から低所得者全体への支援は困難と考えております。

（国に対する意見書、要望書について）

①6月に厚労省が通知した、エアコンの取付けへの補助の対象者を拡大してください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

被保護者のうち、エアコン設置費支給の対象外となる世帯については、生活福祉資金等の貸付制度活用の検討や家計のやりくり等に対する助言・相談を行いながら、最低限度の生活保障のため適切に支援します。その中で、対応困難な状況等があれば、県による国への要望等の取りまとめの際に意見提出していきたいと考えます。

②エアコンなどの使用に発生する電気料金をまかなうための夏季加算を検討してください

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

①と同様、生活保護基準の中で対応していくとともに、現行基準で最低限度の生活保障に支障がある状況があれば、県を通じて国に意見提出していきたいと考えます

5.子育て支援などについて

(1) 学校給食の家庭負担への補助

【回答：給食センター Tel 28-3343】

学校給食センターでは、就学援助認定者に対する減免と第3子減免を実施しています。

就学援助認定者に対する減免は学校給食費を3分の2減免するもので、第3子減免は同一世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合に、3人目以後の児童及び生徒の学校給食費を3割減免するものであります。

特に、第3子減免については倉吉市の独自施策として実施しており、就学援助認定者に対する減免とともに学校給食の家庭負担を軽減するものとして今後も継続していきたいと考えています。

(2) 子どもの医療費の完全無料化について

【回答：保険年金課 Tel 22-8124】

特別医療費助成制度として、18歳に達した年度末までの人を対象に医療費の一部助成を、県との共同事業で実施していますので、現段階では完全無料化は考えていません。

6.商工労働施策

①地元事業者への優先発注を図るとともに、公契約条例の制定

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

倉吉市では、公共事業や業務委託を発注する場合には、市内に本店を有する事業者を優先的に指名することとしており、市内に本店を有する事業者で指名数が確保できない場合には、市内に支社又は営業所を有する事業者を指名しています。それでも指名数を確保できない場合には、実績等を加味し

つつ、鳥取県内の事業者を指名しており、地元事業者への優先発注に努めています。

【回答：総務課 Tel 22-8112】

下請等を含む労働者の賃金等の低下を招かないよう、発注者としての責任を求められていると思いますが、最低賃金法との整合性もあるため、地方自治体だけの問題ではなく、基本的には、国の労働行政の中で検討されるものであると考えており、国の法律の制定の状況、鳥取県の動向に注意していく必要があると考えています。

②住宅リフォーム助成や商店リニューアル助成について

【回答：建築住宅課 Tel 22-8175】

住宅のリフォーム全般にわたる助成制度は、平成27年に国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施しました。

現在は、市民生活の安全確保の観点から住宅の耐震改修補助金、歴史的景観保持のため伝建修景補助金等の補助制度を運用しています。

住宅のリフォーム全般にわたる助成制度は、地域経済のカンフル剤的に活用すべきものと考え、現在では、第2庁舎整備、企業誘致等の施策により地域経済の活性化に繋げて行きたいと考えます。

【回答：商工観光課 Tel 22-8129】

現在、にぎわいのある商店街づくりを目的として、白壁土蔵群周辺の空き店舗を新たに商業用施設として活用する新規出店者を対象に店舗の改装工事費を一部支援しているところです。

空き店舗の解消を推進し、かつての商店街のにぎわいの復活に取り組んでいるところであり、現時点では、創業・起業家の支援、育成に重点を置いて取り組んでいるところです。

7.その他

①マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止等について

【回答：保険年金課 Tel 22-8151】

人口に占める現役世代の割合が継続して減少するなか、公的年金制度の持続可能性を高め、年金額の給付水準を維持するために、マクロ経済スライドによる調整が導入されました。マクロ経済スライドにつきましては長期的な制度の維持及び給付水準確保のために必要な措置と考えます。

平成24年に国会に提出された、いわゆる「年金機能強化法案」に代わる福祉的な給付措置である年金生活者支援給付金制度が平成31年10月から施行され、所得の低い受給者への給付が行われます。また、平成29年8月1日から老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮され、年金を受け取れる対象者が拡大されました。

年金の毎月支給につきましては、2カ月毎に支給される現行制度が定着していること及び毎月支給に伴う経費増大等を考慮し、国が勘案すべきことと考えます。

②マイナンバー制度の中止、廃止等について

【回答：市民課 Tel 22-8155】

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野で活用され、マイナンバー制度の導入により行政事務の効率化、社会保障、税に関する行政の手続きで添付書類の削減による国民の利便性の向上、所得の正確な把握により、きめ細やかな社会保障制度を設計し公平・公正な社会の実現等掲げられています。

市としても公平・公正な社会は目指すところであり、制度はまだこれから進められていく予定であ

りますので、国の動向に注意していく必要があると考えています。

③稲作農家への個別所得補償制度について

【回答：農林課 Tel 22-8157】

平成 25 年以降は名称変更されて経営所得安定対策として、平成 30 年産から米の直接支払交付金(7,500 円/10a) が廃止されました。

鳥取県においては、農林水産省が発表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を基に、鳥取県農業再生協議会総会において、生産数量目標が決定されたのを受け、稲作農家へ生産数量目標を配分し、需給及び価格の安定が図れるよう事業を推進しています。

倉吉市においても、倉吉市再生協議会の議論を踏まえ、事業を推進していくこととしており、10 アール当たり 15,000 円の復活を求める予定はありません。

④主要農作物種子法について

【回答：農林課 Tel 22-8157】

種子法の廃止により、これらの種子の確保、作付けに影響があってはならないと考えますが、種子生産については県がその役割を担っております。

鳥取県は、やるべきことをこれまでどおり行っていくという考えのもと、「主要農作物の種子生産及び供給に係る基本要綱」を H30 年 3 月 27 日に制定しました。基本要綱は、県内の水田農業の維持・発展には主要農作物の優良な種子の生産と供給が必要不可欠であることに鑑み、主要農作物の優良な種子の県内での適正かつ円滑な生産と供給を図ることを目的とするものであり、引き続き県及び鳥取県産米改良協会が担っていくことが定められています。

国は、廃止に伴って県の取組が後退することのないよう徹底するよう求めており、市としても県内種子生産に影響が出ないよう県にしっかりと対応していただきたいと考えています。従って新たな法律の制定を求める予定はありません。

⑤消費税の増税の中止について

【回答：税務課 Tel 22-8114】 【回答：企画課 Tel 22-8161】

人口の高齢化が進展する中で、活力ある社会を実現するためには、持続可能な社会保障制度の充実が急務であり、消費税率引き上げによる増収分は社会保障の充実・安定化のための財源として全額社会保障に充てられるものであります。

全国市長会としても、国に対して、「社会保障と税の一体改革の実現」に向け、消費税・地方消費税率 10%について、2019 年 10 月 1 日に確実に引き上げるよう重点事項として国に要望しているところであり、安定した財源をもって、そうした改革を着実に進めていく必要があると考えているところであり、いただいたご要望の趣旨には沿えないものとなります。